

県へ種子条例制定の働きかけを

町長 現段階では難しい



大澤 和雄 議員

大澤

主要農産物の優良な種子の生産及び普及を促進するための主要農産物種子法が2018年4月で廃止された。

その後、主要な農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給が不可欠であるとして、独自に条例を制定したのが、全国で11道県となっている。さらに岩手県、宮城県、栃木県で条例制定に向けて審議されている。秋田県においても、県が独自に主要農産物種子条例を制定し、その目的や県の責務、種子計画策定などを明確にすることが必要と考える。県へ条例が制定されるよう、働きかけるべきではないか。

町長

秋田県では、秋田県主要種子農作物基本要綱を策定し、民間の活力を含めて秋田県農業の振興につながるよう種子生産を推進していくとしている。

また、県は種子の安定的な供給は基本的な責務であり、品種開発をやめたり、種子生産の手を緩めることはないとしている。国会審議を経て、法が廃止されたことを踏まえると、県が条例によって規制することは考えていないとの方針を示しており、現段階では、県への働きかけは難しいものと考えている。

町としては、今後も関係団体と連携し、民間品種の動向も注視しながら、農家が安心して農作物の安定生産に取り組めるよう支援に努めていく。

町道の草刈りへの対応は

町長 景観や交通安全を考慮する

大澤

主要な町道について、大型の草刈り機で対応しているようだが、町道脇の法面など、なかなか対応してくれないという声も出ている。



町道法面の整備を

また、雑草が伸びて、見通しが悪くなっている箇所も見受けられるという。道路脇の樹木が伸びて、歩道・車道まではみ出してきているところなど、交通安全の観点から危険な樹木への対応などの対応は。

町長

幹線道路は、乗用の草刈り機で年間2回を目途に実施している。

乗用機械の作業が困難な路線は、道路維持作業員による草刈りで対応している。特に雑草が繁茂している見通しが悪い箇所など、危険度が高い場合は、その都度対応している。

なお、私有地から町道に伸びた枝や倒木の恐れのある樹木に関しては、緊急を要する場合、所有者の同意を得て、町が対応することもある。

町道の草刈りについては、引き続き景観や交通安全面も考慮し、維持管理に努めていきたい。